

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第卷七十五第

口繪 經濟學部學徒出陣壯行式寫真

ヒックス利子理論について……………高田保馬

増税問題……………汐見三郎

強制及び勸誘貯蓄の體系……………小島昌太郎

近代資本主義經濟の二つの側面……………青山秀夫

アンシアン・レジームの經濟段階……………河野健二

選擇理論の立場から見たる  
デュブイの相對效用について……………園正造

戰時財政と經濟統制……………有井治

彙報

本誌第五十七卷總目錄

行發月二十年八十和昭

## 増税問題

沙見三郎

## 第一 昭和十九年度の増税

支那事變が始まつて以來、毎年例外なく増税を繰りかへし、特に大東亞戰爭勃發後は其の金額を増してゐる。昭和十六年に七億八千二百萬圓（建築税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、物品税、遊興飲食税、通行税、入場税、骨牌税、印紙税で六億三千五百萬圓、專賣局益金で一億四千六百萬圓）、昭和十七年に十一億五千五百萬圓（所得税、法人税、相續税、織物消費税、物品税、電氣瓦斯税、廣告税、馬券税、臨時利得税、特別法人税、印紙税、登録税）、昭和十八年に十五億九千萬圓（酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別行爲税、臨時利得税、骨牌税で十一億四千五百萬圓、專賣局益金で四億四千四百萬圓）と加速度的に大幅の増税を行ひ今日に至つてゐる。殊に昭和十八年に入つてからは第八十一回の通常議會の外に第八十二回、第八十三回の臨時議會を開き、一般會計に於て本豫算の約四割の追加豫算を計上し臨時軍事費特別會計に於て二百七十億圓の追加豫算を計上してゐる。昭和十九年に於ては財政膨脹の勢は一層増加の傾向にある。思ふに臨時軍事費特別會計豫算の膨脹は一般會計よりの繰入金の増加を伴ふべく更に一般會計は其れ自身としても公債費、生産力増強費、食糧確保に關する經費、恩給年金費等に於て相當の膨脹を來すのである。従つて昭和十九年に相當大幅の増税が行はれることは既定の事實であつて、問題はその具體案如何にかかつてゐる。

## 第二 増税の輪廓

昭和十九年度の増税を論ずるに當つては先づ第一にその前年度たる昭和十八年度の我國租稅收入額が幾何に上つてゐるかを明かにせねばならぬ。租稅は國稅と地方稅との二つよりなつてゐるから兩者にわたり我國民の租稅負擔を算定したい。

國稅の大部分は一般會計歳入經常部の租稅に計上せられてゐるのであるが、印紙收入の中に登録稅、印紙稅等が含ませられ、官業及官有財産收入の中に租稅に準すべき專賣局益金が存してゐる。更に一般會計歳入臨時部にも臨時利得稅と特別法人稅とがあり、地方分與稅分與金特別會計歳入にも還付稅分與金の財源たる租稅が含まれてゐる。此等の國稅を全部合計すると次の數字を得るのである。(單位千圓)

所得	稅	金額
所得	稅	三、三八〇、一二三
法人	稅	九二〇、一三〇
配當利子特別	稅	七、六〇九
外貨債特別	稅	三、一三七
相續	稅	八五、六八二
建築	稅	四、八四三
礦區	稅	七、九一三
酒	稅	七二九、九一九
清涼飲料	稅	二一、七四一
砂糖消費	稅	一八五、七三六
織物消費	稅	一五四、四五六
揮發油	稅	一、七二五
物品	稅	五九三、五五〇
租稅	合計	六、〇六〇、二一九

一般會計

臨時部		經常部	
地租	營業稅	官業及官有財産收入の一部	印紙收入の一部
二五、六六〇	一〇九、〇五三	九四四、〇七四(專賣局益金)	一〇四、九九三
地稅	家屋稅	臨時利得稅	關稅
三四、六三九	一〇九、〇五三	一、五一七、五八二	四八七
營業稅	營業稅	特別法人稅	特別行爲稅
一〇九、〇五三	一〇九、〇五三	一二、二四二	六五、六二七
			馬告稅
			二五、三九八
			廣瓦斯稅
			六、八四二
			電氣場稅
			一四、二四八
			入場稅
			七〇、九四〇
			通稅
			六五、五九五
			有價證券移轉稅
			四、五一七
			取引所稅
			三一、三四一
			遊興飲食稅
			六三三、三一

以上全部を合計すると國稅總額は八十八億八百四十六萬圓となり、その中から專賣局益金を控除すると七十八億六千四百三十八萬圓が残る。

次に地方稅であるが昭和十七年度の道府縣市町村の豫算では十一億五千六百十七萬圓を計上してゐる。昭和十八年度の國稅と昭和十七年度の地方稅とを合すると九十九億六千四百六十三萬圓の巨額に上るが、その中から地方與稅(昭和十七年度は四億三千二百五十萬圓、昭和十八年度は六億八千九百萬圓)を控除すると差引き九十五億三千二

百十三萬圓の數字を得るのである。國稅地方稅を通じて約九十五億圓見當となる。

昭和十九年度の増稅豫定額を二十億圓と稱し二十五億圓と唱へてゐる。もし我國民の租稅負擔を百億圓と概算すれば、二割乃至二割五分の増稅となる。全體として二割乃至二割五分の増稅となるのであるが、増稅が専ら國稅について行はれるとすると國稅に於ける増稅の比率は二割乃至二割五分より増加せざるを得ない。又すべての租稅を萬遍なく一率に増すのでなく特定の稅の稅率を特に多く増すのであると、増稅の比率に於て各種の稅につき種々の變動が生ずるのである。

昭和十六年の増稅は間接稅中心に行はれ、昭和十七年の増稅は直接稅中心に行はれ、昭和十八年の増稅は間接稅中心に行はれたから、昭和十九年の増稅は直接稅中心に行はれるものと期待せられてゐる。我が國稅に於て直接稅が占める部分が極めて大なる數字を示してゐる點から見ても増稅の重心が直接稅に置かれてゐることは當然であらう。然し二十億圓を越ゆる増稅と云ふと我國財政に於ては未曾有の金額であるから可なり大規模に行はれねばならぬ。單に直接稅のみならず間接稅にも増稅を及ぼし直接稅間接稅の間に調整がとられることが必要となる。

現行の租稅制度は昭和十五年に改正せられた新制度に立脚してゐる。昭和十五年の稅制改正は「中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること」「收入の増加を圖ると共に彈力性ある稅制を樹立すること」「經濟諸政策との調和を圖ること」「稅制の簡易化を圖ること」の四目標によつて行はれ、この目標は今日に於ても妥當するのである。

昭和十五年は支那事變の最中であつたが今日にくらべると經濟界は變動の少い状態にあつた。従つて「中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること」に主力をつくし國稅制度と共に地方稅制度の改正を行ひ地方分與稅分與金制度

の確立が重要題目であつた。然し大東亞戦争が昭和十六年に勃發し引續き總力戦段階に入れる現狀に於ては昭和十五年の税制改正の目標をそのままに適用することが出来ない。決戦態勢強化のために企業を整備し勞務を配置し到る所で經濟界の切り替へが行はれ、加ふるに國家豫算の尨大なる支出あり従來の所得の分布狀態は相當に變つてゐる。更に稅務行政を見るに充分の人手を用ゆるを得ず増税についても安定時の方法を適用するを得なくなつた。水も洩らさぬ行届いた調査を基礎として負擔の公平をはかることは困難である。瑣末の點にまで負擔の公平を強調するよりも寧ろ大局的見地に立ち實行出來る方面に負擔の公平を期待せねばならぬ。

茲に「經濟諸政策との調和を圖ること」と「税制の簡易化を圖ること」とが増税の中心問題となつて來た。經濟諸政策との調和をはかるためには各種の立法が設けられ臨時租稅措置法の如き専ら其の目的で定められたものである。然し増税につき經濟諸政策と最も關係の深いものは何と云つても浮動購買力の吸収であらう。

### 第三 浮動購買力の吸収

昭和十八年度の一般會計豫算と臨時軍事費特別會計豫算との純計は第八十三回帝國議會までの所では三百六十七億圓と計上せられてゐるが、その大部分二百七十億圓は臨時軍事費特別會計に屬し總經費の七割四分を占めてゐる。従つて増税額の決定に當つても昭和十九年度に支出せらるべき臨時軍事費特別會計の追加豫算の金額が重要な意義を有するのである。臨時軍事費特別會計は金額が大なるのみならず會計年度の拘束を受くること少く且つ前金拂概算拂の方法で支出せられる場合が相當にあり、その支出は通貨の方面に大なる影響を及ぼすものである。故に浮動購買力の吸収に當つても臨時軍事費特別會計が財界に撒布した支出の行く方を見守ることに重點

を置かねばならぬ。これ増税の方向が臨時軍事費特別會計の支出に基く浮動購買力の吸収に進むべき理由である。我國の租税収入の第一位を占めてゐるものは所得税であり、所得税の中権をなすものは分類所得税である。昭和十五年の税制改正の目標たる「収入の増加を圖ると共に弾力性ある税制を樹立すること」も分類所得税に多くを期待してゐたのである。人手の足りない時に多額の浮動購買力を吸収するには複雑なる税法を工夫するよりも簡明直截に多額の収入をもたらす方面に増税を行はねばならぬ。茲に分類所得税の税率を上げるとか免稅規定を改正するとかによつて増税をはかることが問題となる。税率の引上げのみ行ひ免稅規定の改正を行はないと、納税する人同士の負擔の公平は保たれるにしても、納税する人と納税しない人との間の負擔の不公平はいよいよ甚だしくなるのである。昭和十九年の増税には各種の構想が考へられるが、分類所得税の増税に至つては誰しも意見の一致する所である。

浮動購買力吸収の第二の手段として流通税による方法がある。流通税系統の租税は支那事變勃發前の昭和十一年度には僅かに取引所取引税、噸税、印紙税、登録税の四つを數へるに過ぎなかつたが、昭和十八年度には建築税、有價證券移轉税、物品税、電氣瓦斯税、廣告税、馬券税、通行税、特別行爲税の八つが加はり十二の多きに達し、それぞれの立場より課税してゐる。流通税中で金額の最も大なる物品税について見るに、第一種の小賣業者課税と第二種、第三種の製造業者課税とに分れ税率にしても第一種を甲、乙、丙に三分し、第二種を甲、乙、丙、丁に四分し各々異なる税率を適用してゐる。最初は北支事件特別税法の物品特別税より出發し奢侈品課税の趣旨であつたが、其後支那事變特別税法の物品特別税となり更に獨立して物品税となり今日では日常品課税に及んでゐる。此等各種の流通税の整理統合をはかり以て弾力性ある租税にまとめ以て浮動購買力を吸収する目的を達

すべきである。獨逸、伊太利の流通税の例は周知の事實であるが、分類所得税のみを中心としてゐた英國が財政に行詰まりを生じ仕入税を新たに採用したるが如き流通税の將來性を教ゆるものである。歴史的事情があるから我國に於て今俄かに此の方向に進むことは出來ないかも知れぬが、昭和十九年度の増税に當つても流通税を將來に培養すると云ふ含みをもつて問題を進めて行かねばならぬ。

浮動購買力吸収の第三案として國民税が擧げられる。決戦態勢下に國民をして例外なく其の能力に應じて直接税を普遍的に負擔せしめんとするのである。趣旨は何人も異論のない所であるが具體案となると問題が残る。

「能力に應じて普遍的に」と云ふのであるが、「能力に應じ」を重視すると所得の大小に比例して課税する結果となり要するに分類所得税の擴張である。「能力に應じて普遍的に」の「普遍的に」の方を重要に考へると人頭税の色彩濃く市町村民税に類似したものとなる。この兩者を兩極端として中間に各種の國民税を考へることが出来る。經濟聯盟が提案してゐる「愛國税」なるものは前者に屬し個人の所得に比例して課税するものであつて分類所得税の擴張である。相當の收入をあげることが出来るが分類所得税の重復に止まると云ふ缺點をもつてゐる。

國民税を人頭税式にすると市町村民税と同様に普遍的の長所を有してゐるが、多額の收入を期待するのであると負擔の不公平をきたす虞がある。國民税としては精神的效果をあげることが勿論必要であるが、租税である以上は増收をもたらしものでなければならぬ。然らば國民税は分類所得税と市町村民税とに分化すべく獨立の存在理由がないかと云ふに、そうでない。舊税の單なる増率であると納税する人と納税しない人との間の負擔の不均衡を解決することが出來ない。昭和十五年に税制改正があつて以來、經濟諸政策との調和をはかる必要から、所得の質と所得の量とに基き各種の租税減免規定を置き負擔關係が極めて複雑になつてゐるのが現状である。かくて



所得の質と量とにわたり課税と非課税との間に相當の不均衡をもたらしてゐるが、今度の増税により其の差が一層甚だしくなる虞がある。茲に戰時特別税とも云ふべき大把みの國民税を起すことによつて摩擦少く浮動購買力を廣く吸収することが出来るのである。

浮動購買力を吸収する以上は分類所得税であれ流通税であれ國民税であれ、少數人に重い税率を課するのでなく、軽い税率を普遍的に行きわたらせ云はば數でこなす課である。然し數でこなすと云ふ以上は人手のかゝる時に如何にも實行し難いものである。分類所得税、國民税に於ては源泉課税の方法をとるとか、物品税では小賣業者課税よりも製造業者課税の方法をとるとかして税制の簡易化につとめねばならぬ。

#### 第四 貸付資本利子に對する課税

經濟諸政策との調和について特に重要なのは貸付資本利子に對する課税であつて租稅政策と金融政策とを結ぶ微妙なる點である。思ふに最近我國財政の財源の重要なものは第一に新規公債の發行であり第二は租稅である。新規公債の發行方法は日本銀行引受と大藏省預金部引受とが大部分を占め郵便局賣出は極めて少額である。大藏省預金部の資金の大部分は郵便貯金であるから、大藏省預金部引受は郵便貯金の増加にまたねばならぬ。又日本銀行引受公債は銀行其他の金融機關の手に渡り銀行其他の金融機關は其の資金を預貯金に仰がねばならぬ。結局、公債財源は預貯金にまつこととなる。こう考へると租稅と預貯金とは我國財政を營む上に於て密接なる關係を有してゐる。茲に貸付資本利子に對する課税、特に預貯金利子に對する課税の問題が財政上金融上いづれにも重要となつてくる。

預貯金利子は貸付資本利子の中心をなしてゐるから貸付資本利子に對する課税の問題を歴史的に考察したい。貸付資本利子に對する課税は明治二十年に所得税法が始めて制定せられた當時は問題とならず他の所得に對する課税と同様に考へられてゐた。漸く明治三十二年に至り第二種所得として公債社債の利子を取出し特別に課税することとした。明治三十八年に「國債證券及貯蓄債券の利子に對する所得税免除の件」の法律を定め「軍備補充の爲及臨時事件費支辨の爲、明治三十七年以降政府の發行する國債證券の利子及貯蓄債券法により發行する貯蓄債券の利子」に對しては第二種所得の課税より除くこととした。更に明治四十二年に「國債の利子所得税免除の件」を定め廣く「國債の利子」については第二種所得の課税を免除したのである。大正九年に至り第二種所得に從來の（イ）公債（地方債）の利子（ロ）社債の利子の外に（ハ）銀行定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金の利子を加へ、他の所得と異なる課税方法をとつた。大正十二年には、從來の銀行定期預金のみを第二種所得として課税したのを改めて總ての銀行預金を第二種所得として課税することとした。又從來第三種所得として課税した貸付信託の利益を第二種所得として課税することに改めた。結局、大正十二年より第二種所得には（イ）公債（地方債）の利子（ロ）社債銀行預金の利子貸付信託の利益が含まれることになつたのである。大正十五年には資本利子税が設けられ、公債社債産業債券若は銀行預金の利子又は貸付信託の利益に對しては第二種所得の課税と併せて資本利子税を課税することとした。昭和十二年に至り「國債利子及貯蓄債券利子に對する所得税免除の法律」を廢止した。昭和十二年の北支事件特別税法につづいて昭和十三年の支那事變特別税法が定められ、第二種所得を國債利子、地方債利子、社債利子、銀行預金の利子及貸付信託の利益に分ち各々異なる税率を設け更に利子の大小により異なる税率を適用してゐる。資本利子税の併課せられることは同様である。明治三十二年の第

二種所得が公債社債の利子に限られ一本の比例税率であつたのに比すると、昭和十三年以後の第二種所得は範圍に於て擴大し税率に於て複雑して來た。

昭和十五年の税制改正により資本利子税が廢止せられ、貸付資本利子には所得税のみが課せられることとなつた。即ち分類所得税の配當利子所得の一部として (イ)國債の利子 (ロ)國債以外の公債(地方債)の利子 (ハ)社債の利子、銀行預金の利子、合同運用信託の利益 (ニ)銀行貯蓄預金、産業組合貯金等の利子につき異なる税率を適用してゐる。更に綜合所得税として此等の貸付資本利子の六割を他の所得と合算して累進税率を課するか又は源泉課税の比例税率を課するかを選択を許してゐる。現行税法に於ては所得五萬圓を境として、それ以下は綜合課税を受ける方が利廻りよく、五萬圓以上は此の源泉課税を受ける方が利廻りがよくなる。尙ほ郵便貯金の利子、元本五千圓を超えない銀行貯蓄預金の利子、國民貯蓄組合の幹旋による一定の貯蓄にして元本七千圓を超えない預金の利子等に對しては免税し、支那事變特別税法中の公債及社債利子特別税より發達した配當利子特別税により高利の貸付資本利子に重課してゐる。更に昭和十七年には臨時租税措置法の改正を行ひ期間の長短に應じ税率を加減してゐる。かくして貸付資本利子の税引利廻りは表面利廻りとは餘程變つたものとなつてゐる。

一方、公債の間接消化を立前としてゐる關係上からして我が戰時財政は貯蓄の方面にあらゆる努力を拂ひ、現に普通銀行の取扱つてゐる預貯金だけでも次の十數種の多きに上つてゐる。

當座預金、特別當座預金、通知預金、定期預金、別段預金、普通貯金、兼營据置貯金、國民貯蓄組合(特別當座預金、普通貯金、兼營据置貯金、定期預金、据置貯金)、納稅準備預金、國債貯金、特殊預金

これは普通銀行の扱つてゐる分だけであつて其他に各種の銀行貯蓄預金、郵便貯金、合同運用信託がある。

此等の事實を綜合すると、貸付資本利子の税引利廻なるものは、證券の種類と預貯金の種類によつて異り貸付期間の長短により異り更に配當利子受領者の所得の金額及び所得の構成により變動を受けてゐる。

各種配當利子の表面利廻を株式 五・五%、社債 四・三%、國債 三・六五七%、銀行定期預金 三・三%、郵便普通貯金 二・七六%とする。分類所得税の税引利廻は株式 四・七五七%、社債 三・六三三%、國債 三・三三五%、銀行定期預金 二・八〇五%、郵便普通貯金 二・七六%となり、更に所得五萬圓を超過した場合の税引利廻は株式 二・四四七%、社債 二・五八%、國債 二・四四二%、銀行定期預金 一・九八%、郵便普通貯金 二・七六%となる。表面利廻は株式 五・五%にして郵便普通貯金 二・七六%より大であるのに所得五萬圓を超過した場合の税引利廻は株式 二・四四七%、郵便普通貯金 二・七六%となり逆鞘を示すのである。

貸付資本利子の税引利廻、特にその中心をなす預貯金の利子の税引利廻が複雑を極めてゐることは前述の如くであるが一應は現狀で財政と金融との調和を保つてゐるのである。然るに今度の増税が分類所得税について行はれるとすると此の方面に異變あるを免れない。經濟諸政策と増税との調和につき種々の問題があるが、預貯金利子の増税の問題が最も重要な問題の一つである。その解決は租税方面のみでは困難であり、必ずや預貯金間の金利水準の調整にまたねばならぬ。即ち第一は預貯金の種類を思ひ切つて整理して簡素化することであり、第二は複雑なる税率を單純化し税引利廻を簡單明瞭にすることである。浮動購買力の吸收の際に觸れた國民税の創設も内容如何によつては本問題の解決に相當に力あるものと信じてゐる。

## 第五 増税の中心問題

以上は専ら國稅を中心として増稅問題を扱つたのであるが二十億圓以上の増稅を行ふのであると地方財政との關連をも考へねばならぬ。昭和十五年の中央地方に通ずる稅制の根本的改正の結果として還付稅配付稅を含む地方分與稅分與金制度を確立し負擔の均衡を中央地方に通じ之を行つたのである。最近人口疎開の問題、企業整備の問題により地方財政の事情が根本的に變り還付稅配付稅制度について再檢討を加ふる必要がある。従つて増稅に當つても此の方面に特別の注意を拂はねばならぬ。例へば國費地方費の負擔區分を明かにするが如きその一である。配付稅の増額、配付稅の分與方法の改正、市町村民稅の制限外課稅等の問題もある。更に地方協議會の區域を地方分與稅分與金制度に或程度まで取り入れることも考へられる。從來は分與稅の分與標準が道府縣市町村單位であつたが、其れを、一步進めんとするのである。

臨時軍事費特別會計の追加豫算が決定しない以上は増稅額を正確に豫定することは出来ないが、二十億圓を越ゆる増稅であるとするに單に直接稅の増徵に止まらず増稅を間接稅にも及ぼさねばならぬ。然し何と云つても中心は直接稅の増徵であり、又所得稅、臨時利得稅、法人稅等直接稅の増稅の中でも所得稅の増稅が大部分を占め、特に分類所得稅の増稅に主力が注がれねばならぬ。昭和十五年の稅制改正の目標「中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること」「收入の増加を圖ると共に弾力性ある稅制を樹立すること」「經濟諸政策との調和を圖ること」「稅制の簡易化を圖ること」は今日でも適用せらるべきであるが、決戰態勢に即應し實行性に富む様にこの四目標の調節をはかる必要がある。窺屈なる意味の「負擔の均衡」に捕はるることなく、「浮動購買力の吸收」に力をつくすと共に「預貯金利子の課稅」にも考慮を拂ひ大局の見地より「負擔の均衡」をはかるべきである。「浮動購買力の吸收」については分類所得稅の増率に多きを期待すべきであるが、その外に國民稅を起すか又は流通

税を整理統合して一般取引税を創設するかが問題として残されてゐる。「税制の簡易化を圖ること」と「經濟諸政策との調和を圖ること」が何としても重要である。

昭和十九年の増税は劃期的のものと考えられるが劃期的は増税に限らず我國のあらゆる方面に及んでゐる。従つて昭和十九年の財政のみを眼中に置くことなく、將來に財政が膨脹した時に如何なる財源を期待すべきかにつき心構へをせねばならぬ。種々の考もあらうが流通税の再編成が其の方面の最も有力なる方法であらう。従つて昭和十九年の増税に當つても今日の目前の問題の對策のみに止まらず將來の財政の見透しに對し如何なる財源を準備すべきかを充分に考慮する必要がある。即ち増税は昭和十九年だけで終るものでなく時局の進展と共に引續き行はれる可能性がある。茲に増税は今日の問題に止まらず明日の問題でもあると云ふことを頭に置いて問題の解決に當らねばならぬ。